

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第8号

### 監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成27年11月12日

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 高橋 英俊

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査年月日

平成 27 年 10 月 29 日（木）

### 3. 監査対象の課等

教育部学校教育課

### 4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 27 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 27 年度大磯町監査方針による

③その他

### 5. 所掌事務の概要

教育委員会の運営、教育行政の企画・調整、学校教育施設の管理及び整備、小・中学校の運営、教育問題、学校給食、児童及び生徒の就学等に関する事務等を行っている。

（根拠規定：大磯町教育委員会事務局組織規則第 3 条）

### 6. 監査結果概要

平成 27 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、適正に執行されているものと認められた。

要望事項については、以下のとおりである。

#### ①教育行政の執行について

新教育長制度となり、事務執行に際しては適切に対応されたい。

また、町立学校における耐震・改修、給食施設、グラウンド整備等多くの工事が予定されているが、事業管理をされしっかりと執行されたい。

#### ②大磯の子どもたちの教育について

今後も、子どもの立場に立った、大磯町の教育行政を進められたい。